東海旅客鉄道株式会社 新型インフルエンザ等対策業務計画

平成 26年 4月 東海旅客鉄道株式会社

目 次

第1章	総則 1 -
第1節	計画の目的1-
第2節	用語の定義1 - 1 -
第3節	基本方針1-
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施体制1 - 1 -
第1節	対策本部の設置1 - 1 -
第2節	情報収集及び共有体制2-
第3節	関係機関との連携2 -
第3章	新型インフルエンザ等対策に関する事項2 - 2 -
第1節	内容及び実施方法2-
第2節	感染対策の実施2-
第4章	その他2-
第1節	教育及び訓練の実施2-
第2節	計画の見直し3-

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)第9条第1項の規定に基づき、東海旅客鉄道株式会社(以下、「会社」という。)における新型インフルエンザ等対策の適切な実施に資することを目的とする。

第2節 用語の定義

この計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- 1. 「新型インフルエンザ等」とは、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延の恐れのあるものに限る。)をいう。
- 2. 「新型インフルエンザ等対策」とは、特措法第15条第1項に規定する政府対策本部(以下、「政府対策本部」という。)が設置された時から廃止されるまでの間において、会社が特措法第2条第6号に規定する指定公共機関(以下、「指定公共機関)という。)としてその業務を可能な限り継続するために実施する措置をいう。

第3節 基本方針

会社は、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定。以下、「政府行動計画」という。)、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画(平成20年3月25日制定)及び本計画に基づき、新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、新型インフルエンザ等対策の適切かつ迅速な実施に万全を期することとし、もって旅客の輸送を適切に行うものとする。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1節 対策本部の設置

- 1. 社長は、政府対策本部の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等対策を適切かつ迅速に実施するため、必要に応じて「新型インフルエンザ等本社対策本部」(以下、「対策本部」という。)を設置する。
- 2. 対策本部の本部長を社長とし、対策本部を総括する。
- 3. 対策本部の業務を円滑に運営するため、総務部に事務局を設置する。

第2節 情報収集及び共有体制

会社は、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症への対応状況や医療体制等について、国、地方公共団体、世界保健機構等から最新かつ正確な情報入手に努めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時においては、その情報を迅速かつ適切に社内へ周知する。

第3節 関係機関との連携

会社は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、政府対策本部、国土交通 省新型インフルエンザ等対策本部、関係省庁、地方公共団体、他の指定公共機関、そ の他関係事業者等と緊密に連携してこれを行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1節 内容及び実施方法

- 1. 会社は、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、政府行動計画における国内での新型インフルエンザ等流行の想定を踏まえ、事業の継続に不可欠な事項について予め定めておく。
- 2. 会社は、新型インフルエンザ等の国内発生時においては、新型インフルエン ザ等の流行の具体的な状況、社員への感染状況、政府対策本部等から発信され る情報・要請等を踏まえ、旅客の輸送を適切に実施する。
- 3. 会社は、国及び地方公共団体等からの特段の要請等について、可能な範囲で 対応する。

第2節 感染対策の実施

- 1. 会社は、新型インフルエンザ等の国内発生に備えて、予め感染予防物品の備蓄を行う。
- 2. 会社は、新型インフルエンザ等の国内発生等、必要な際は前項の物品の社員への配布を行う。
- 3. 会社は、必要に応じて旅客に対してマスクの着用、咳エチケットの徹底等、 感染拡大防止の協力の呼びかけに努める。

第4章 その他

第1節 教育及び訓練の実施

1. 会社は、平素より、社員への新型インフルエンザ等に関する正確な知識の周知に努める。

- 2. 会社は、新型インフルエンザ等対策の適切な実施が可能となるように、必要 に応じて新型インフルエンザ等対策に係る訓練を行い、国又は地方公共団体が 実施する新型インフルエンザ等対策についての訓練へ参加する。
- 3. 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、 必要に応じて新型インフルエンザ等対策についての訓練とその他訓練とを有機 的に連携させるように配慮する。

第2節 計画の見直し

会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、特措法に定める手続きに従い内閣総理大臣への報告を行う。